

第4章 投資需要

4.1 アジアにおける海外直接投資の動向

第2章で見たように、ラオスにおける近年の海外直接投資（FDI）のうち、85%以上をアジア諸国からの投資が占める。中でも、タイの投資額が群を抜いて多い。ここでは、ラオスへの投資需要を探るに当たり、近隣アジア諸国の FDI 受け入れ及び他国への FDI の傾向を概観する。

サバナケット県にとっては、隣接するタイとベトナムが最も有望な投資国となろう。近い将来、このサバナケットとこの2国との間のアクセスはより容易になり、また ASEAN の経済自由化フレームワークの下、地域協力が進展するからである。

(1) アジア諸国の FDI

図4.1には東アジア7カ国による対外直接投資額が示されている。これの7国からの FDI 総額は1996年にピークを迎え、97年、98年には減少しているが、これは明らかに経済危機の影響である。国別では、ほとんどの国で97年、98年の両年あるいはいずれかの年に FDI は減少しているが、中国による FDI は少額ながら両年とも増加を見せている。経済危機により最も痛手を被ったタイとインドネシアは、その投資額を大きく減らした。

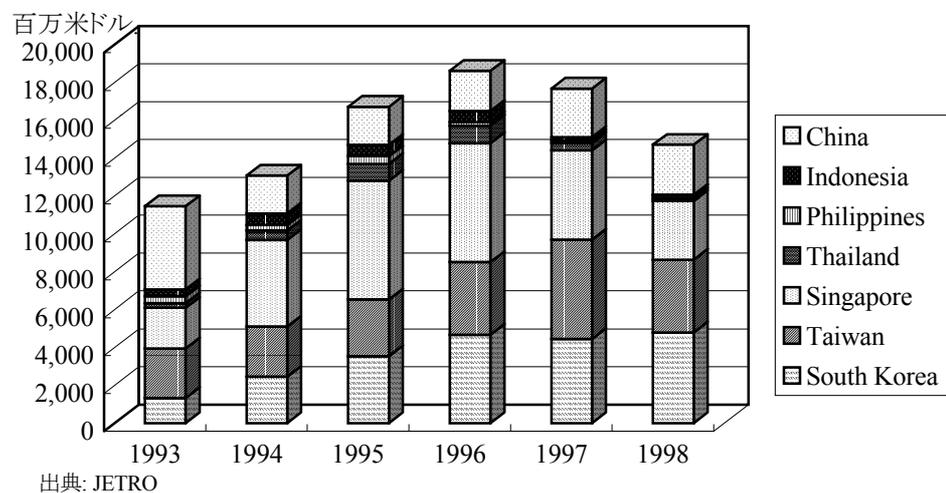


図 4.1 東アジア諸国の対外直接投資額

図4.2は、東アジア8カ国の対内直接投資受け入れ額を示す。東アジア地域への FDI 流入は1997年まで急速な勢いで増加したが、98年には7%の減少を見せた。より詳細に数字を見ると、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシアへの FDI は1998年に大きく減少した一方、韓国、タイ、フィリピンへの FDI

は増加している。これは、後者 3 カ国が、経済危機からの回復を図る手段として外資に対する規制の緩和を進めたことによるものと思われる。

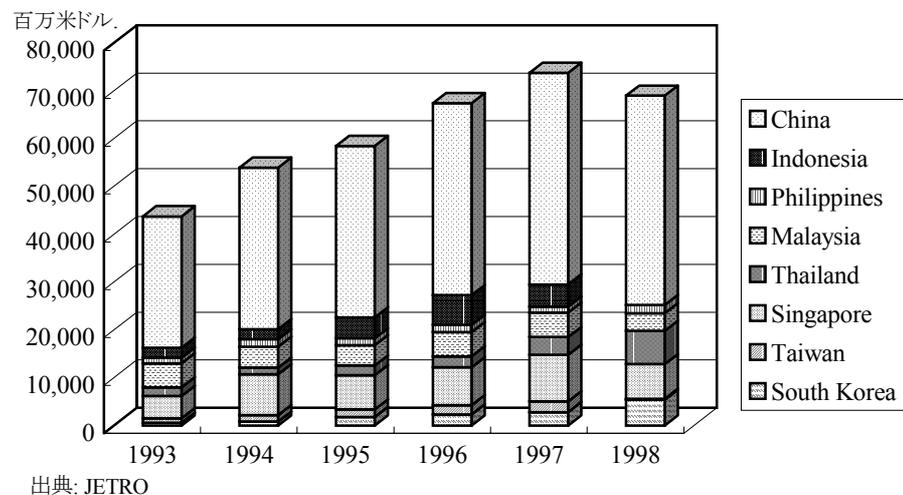


図 4.2 東アジア諸国の対内直接投資受け入れ額

今のところアジア諸国の対外・対内 FDI 活動は、アジア経済危機以前ほど活発ではないが、十分に早い立ち直りを見せていることから、早晚投資の規模を再び拡大すると予想される。

一方、1995 年度から 98 年度まで過去 4 年間の日本による対外直接投資合計額のうち、アジアを対象とした投資は約 20% である(表 4.1)。しかし、98 年度における日本の新規 FDI は大幅に減少し、中でも対アジア投資は前年度の半額にまで落ち込んでいる。この主因はアジア経済危機であるが、日本の長引く不景気もその一因となったと思われる。

日本の対アジア FDI を産業別に見ると、対 NIEs 投資を除き、多くが製造業である。過去 4 年間、日本の FDI 総額のうち製造業はわずか 36% であるが、対アジア FDI に限るとそのシェアは 60% になる。98 年度には、製造業、非製造業共に FDI は著しく減少したが、製造業の減少幅は非製造業に比べより大きい。

表4.1 日本の地域・業種別直接投資額

単位: 百万米ドル

	FY1995	FY1996	FY1997	FY1998	FY1995-98
全産業					
総投資額	50,694	48,019	53,972	40,747	193,432
対アジア	12,264	11,614	12,151	6,528	42,557
対東アジア諸国	11,763	10,997	11,094	6,169	40,023
対NIEs	3,179	3,538	3,411	1,765	11,893
対ASEAN 4ヶ国	4,110	4,949	5,696	3,340	18,095
対中国	4,473	2,510	1,987	1,065	10,035
製造業					
総投資額	18,623	20,258	19,339	12,252	70,472
対アジア	8,058	6,628	7,317	3,696	25,699
対東アジア諸国	7,762	6,193	6,681	3,444	24,080
対NIEs	1,186	1,235	1,872	633	4,926
対ASEAN 4ヶ国	3,096	3,155	3,296	2,009	11,556
対中国	3,480	1,804	1,513	802	7,599
非製造業					
総投資額	31,121	26,741	34,059	28,138	120,059
対アジア	3,658	4,221	4,596	2,721	15,196
対東アジア諸国	3,500	4,086	4,245	2,631	14,462
対NIEs	1,774	1,796	1,503	1,116	6,189
対ASEAN 4ヶ国	837	1,625	2,294	1,270	6,026
対中国	890	665	447	245	2,247

註: アジアNIEs は、韓国、台湾、シンガポール、香港を示す。

ASEAN 4ヶ国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイを示す

出典: JETRO

(2) NIEs による FDI

NIEs の中では、韓国の対外直接投資額が最大である。1994年から98年の間、韓国のFDIのうちほぼ半数はアジア向けである(表4.2)。最大の投資先は中国で、対アジア総額のうちほぼ半数を占め、それに続くのが香港、インドネシア、ベトナム、インドである。98年の韓国の対アジアFDIのうち、製造業は66%であったのに対し、韓国のFDI総額に占める製造業の割合は52%であった。さらに製造業の中では、食品、皮革、靴、化学、非金属鉱物といった主に労働集約型業種での投資が、アジア諸国では多数を占める(表4.3)。このように、韓国の対外直接投資の特徴は、地域別ではアジア諸国、業種別では労働集約産業に集中していることである。

表4.2 韓国の地域別対外直接投資額

単位: 百万米ドル

	1994	1995	1996	1997	1998	1994-98
World Total	2,909,257	4,119,969	5,014,718	5,240,229	4,750,906	22,035,079
Asia Total	1,300,563	1,989,529	2,677,083	2,068,193	2,187,738	10,223,106
Japan	92,108	110,700	46,806	103,281	23,404	376,299
Singapore	1,556	25,750	68,556	57,911	290,974	444,747
Taiwan	3,002	2,493	7,387	4,518	18,700	36,100
Hongkong	93,223	97,027	94,437	242,676	451,368	978,731
Indonesia	-13,828	268,324	185,264	299,119	77,996	816,875
Thailand	16,186	24,798	63,989	223,025	103,756	431,754
Philippines	70,271	6,759	73,326	79,634	90,751	320,741
Malaysia	159,238	-26,251	17,497	57,651	23,282	231,417
India	52,294	177,326	364,500	4,669	74,446	673,235
Cambodia	2,000	500	895	17,717	1,777	22,889
China	724,290	1,072,569	1,414,116	792,429	802,914	4,806,318
Vietnam	117,036	200,351	192,488	110,396	87,504	707,775
Myanmar	-66,128	-3,839	4,219	11,665	3,468	-50,615
Laos	2,890	9,539	30,480	540	5,300	48,749

出典: Institute for International Trade and Investment (ITI)

表4.3 韓国の業種別対外直接投資額
(Approval, Accumulated at End 1998)

単位: 千米ドル

	Asia	Share (%)	World	Share (%)
Total	13,308,607	100.0	29,205,335	100.0
Mining	425,158	3.2	1,691,026	5.8
Forestry	36,400	0.3	137,096	0.5
Fishery	26,049	0.2	128,528	0.4
Manufacturing	8,752,164	65.8	15,295,079	52.4
Food	416,498	3.1	565,723	1.9
Textile & apparel	1,144,178	8.6	1,711,583	5.9
Leather & footwear	404,015	3.0	450,745	1.5
Wood & furniture	142,720	1.1	250,571	0.9
Paper & printing	213,700	1.6	277,561	1.0
Chemical	899,066	6.8	1,261,770	4.3
Non metal mineral	549,624	4.1	617,137	2.1
Basic metal	487,737	3.7	1,353,684	4.6
Metal semi-products	3,148,392	23.7	6,911,519	23.7
Machinery & eqpmt	536,051	4.0	699,191	2.4
Other manufacturing	810,184	6.1	1,195,600	4.1
Construction	512,308	3.8	728,732	2.5
Transportation	136,972	1.0	350,828	1.2
Trade	1,468,900	11.0	6,407,705	21.9
Other	1,950,655	14.7	4,466,340	15.3

出典: ITI, Japan

台湾の対外直接投資額は、NIEs の中では韓国に次いで 2 番目に大きい。台湾による FDI は、韓国と同様の特徴を備えている (表 4.4、4.5)。1994 年から 98

年にかけて、その対アジア FDI は FDI 総額のほぼ半数であり、また対アジア FDI の 60% が製造業である。電気・電子機械が対アジア FDI の最大業種であり、食品加工、化学がそれに続く。投資先としては、中国が飛びぬけて多く（但し公式統計上、海外直接投資とはみなされていない）、FDI 総額の 40% が中国向けである。

表 4.4 台湾の地域別対外直接投資額

単位: 千米ドル

	1994	1995	1996	1997	1998	1994-98
World Total	1,616,764	1,356,878	2,165,404	2,863,826	3,296,302	11,299,174
Asia Total	559,471	467,743	661,717	818,743	580,819	3,088,493
Japan	22,731	8,811	6,798	32,342	29,596	100,278
South Korea	375	2,727	6,021	345	1,831	11,299
Singapore	100,732	31,649	164,978	230,310	158,176	685,845
Hongkong	127,284	99,555	59,927	141,593	68,643	497,002
Indonesia	20,571	32,067	82,612	55,861	19,541	210,652
Thailand	57,323	51,210	71,413	57,546	131,186	368,678
Philippines	9,600	35,724	74,252	127,022	38,777	285,375
Malaysia	101,127	67,302	93,534	85,088	19,736	366,787
Vietnam	108,378	108,146	100,479	85,414	110,078	512,495
Other Asia	11,350	30,552	1,703	3,222	3,255	50,082
China	962,200	1,092,700	1,229,200	1,614,500	2,034,600	6,933,200

註: FDI to China not included in Total

出典: Institute for International Trade and Investment (ITI), Japan, JETRO

表 4.5 台湾の業種別対外直接投資額 (1998年承認)

単位: 千米ドル

	Asia	Share (%)	World	Share (%)
Total	580,819	100.0	3,296,302	100.0
Agriculture & forestry	2,844	0.5	5,203	0.2
Mining	2,676	0.5	2,676	0.1
Manufacturing	355,025	61.1	1,036,884	31.5
Food	55,717	9.6	55,941	1.7
Textile	22,717	3.9	68,497	2.1
Apparel	11,480	2.0	20,294	0.6
Leather	460	0.1	460	0.0
Wood	2,884	0.5	107,285	3.3
Paper & printing	1,903	0.3	1,903	0.1
Chemical	50,850	8.8	89,209	2.7
Plastic	3,906	0.7	7,087	0.2
Non metal mineral	1,869	0.3	1,919	0.1
Basic metal	16,524	2.8	84,560	2.6
Machinery	16,818	2.9	18,377	0.6
Electric & electronics	164,175	28.3	515,112	15.6
Transport equipment	1,374	0.2	46,783	1.4
Precision machine	4,348	0.7	19,457	0.6
Construction	1,669	0.3	1,669	0.1
Wholesale and retail	24,188	4.2	116,343	3.5
Trade	17,762	3.1	173,848	5.3
Restaurant	140	0.0	140	0.0
Transport	24,453	4.2	58,333	1.8
Finance & insurance	132,315	22.8	1,788,760	54.3
Other services	19,747	3.4	110,679	3.4

註: 総計には中国へのFDIを含まない

出典: ITI, Japan, JETRO

シンガポールの1993年から97年までの対外直接投資額のうち約半数はアジア向けである(表4.6)。過去数年、中国向けFDIが急増した一方で、経済危機の影響からASEAN諸国への投資は大きく減少した。シンガポールのFDIの特徴は、金融分野に集中していることである。93年から97年までのFDI総額の60%以上が金融分野であり、製造業は20%に満たない(表4.7)。さらに、シンガポールはフィリピン、タイ、香港等のアジア諸国において積極的に銀行買収を進めている。

表4.6 シンガポールの地域別対外直接投資額

単位:百万シンガポールドル

	1993	1994	1995	1996	1997	1993-97
World Total	4,440	7,584	9,380	3,079	11,290	35,773
Asia Total	2,434	5,715	6,266	433	3,935	18,783
ASEAN*	1,210	3,573	3,313	-553	810	8,353
Hongkong	796	1,093	474	-731	937	2,569
Taiwan	44	102	74	-47	60	233
China	369	881	1,549	2,001	1,694	6,494
Japan	20	75	224	-38	149	430
Other Asia	-77	-65	400	159	285	702

註: ASEAN諸国には、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ウエトナムを含む

出典: Singapore Department of Statistics 'Yearbook of Statistics Singapore 2000'

表4.7 シンガポールの業種別対外直接投資額

単位:百万シンガポールドル

	1993	1994	1995	1996	1997	1993-97
Total	4,440	7,584	9,380	3,079	11,290	35,773
Manufacturing	790	2,492	3,176	-1,186	928	6,200
Construction	57	49	175	-109	-24	148
Commerce	318	515	977	-175	207	1,842
Transport & storage	256	347	320	-27	731	1,627
Financial	2,472	3,248	4,139	4,603	8,097	22,559
Real estate	457	569	671	319	489	2,505
Business services	171	239	-100	-367	881	824
Others	-81	127	20	22	-21	67

註: ASEAN諸国には、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ウエトナムを含む

出典: Singapore Department of Statistics 'Yearbook of Statistics Singapore 2000'

4.2 投資需要調査結果

本調査の一環として、サバナケットへの将来の投資可能性を検討するため、アンケート及びインタビューによる投資需要調査をタイ及びベトナムで実施した。さらに、タイとベトナムでの調査結果を補完するため、過去に実施されたラオス企業調査の結果を分析した。以下にその要約を記す。

(1) タイ

調査票によるアンケートに回答した78社のうち、20社がサバナケットのSEZ開発に興味を示した。その20社の業種別内訳は表4.8の通りである。

表 4.8 サバナケット SEZに関心を有する企業

業種	企業数
農業・漁業	1
化学薬品	1
紡績・衣料品	4
機械	7
輸送	5
電気・電子部品	2

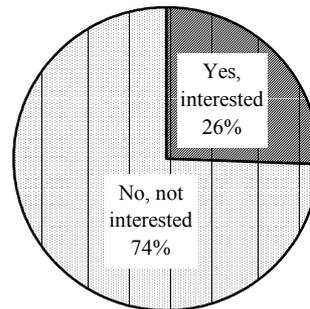


図 4.3 サバナケット SEZに関心を有する企業 (タイ) n=78

ラオスに関心のある企業を含むほとんどの回答企業が、ラオスの投資環境を否定的に評価している。特に、通信や道路状態といった経済インフラの評価が低い。とうしを誘致するうえでラオスの唯一の優位点は、低廉な労働コストにある。

また、アンケート調査に引き続き実施したインタビュー調査の結果、アンケートで肯定的な回答をした企業も、ラオスに関する知識は十分ではないことが判明した。複数の企業が、ラオスは投資を促進するためには、農林産品、鉱物資源、安い労働力といった地元資源を有効活用するべきであるとの見解を示した。

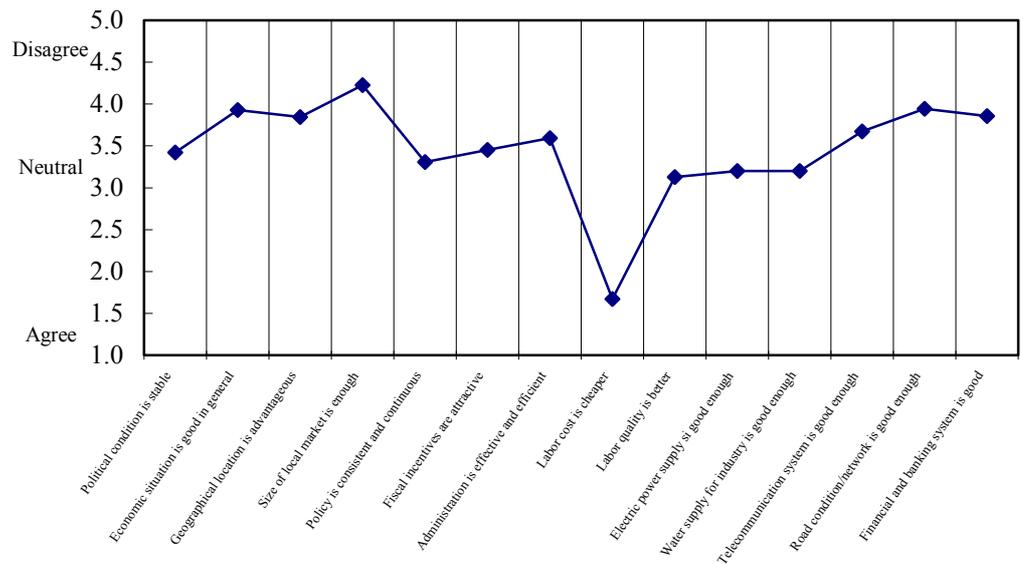


図 4.4 タイ企業によるラオスの投資環境に対する評価

(2) ベトナム

アンケートに回答した 50 社のダナン市立地企業のうち、72%にあたる 36 社が、サバナケットの SEZ 開発に何らかの関心があるという、肯定的な反応であった。また、その多くが、仮に SEZ に工場を設立する際の主要製品、工場面積、従業員数等のデータを具体的に示した。

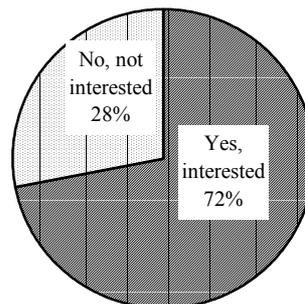


図 4.5 ヴェトナム企業によるサバナケットSEZに対する関心度 n=50

ラオスの投資環境に対しては、決して高い評価とはいえないものの、タイ企業に比べると概して好意的な評価を下している。しかしながら、調査団によるインタビュー調査では、これら回答企業がラオスに工場を設立しようという計画は必ずしも真剣なものではないことが判った。ベトナムの企業は、一般的に、

ラオスの投資環境はさほど魅力的でないと判断しているようである。とりわけ、ラオス人労働者に対する評価は否定的で、もしラオスに投資する際には、ベトナム人労働者を使用したいとの意向が強い。

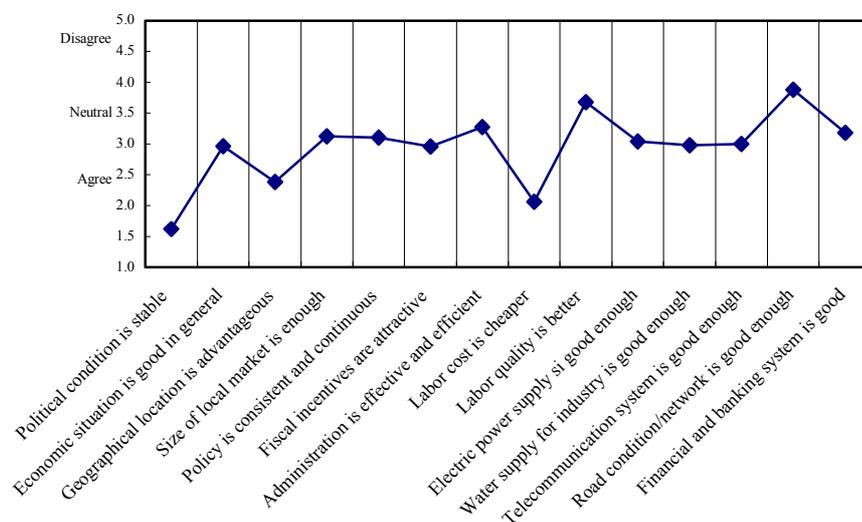


図 4.6 ヴェトナム企業によるラオスの投資環境に対する評価

なお、サバナケット地域への FDI は、国道 9 号線及びベトナム側国道 1 号線とダナン港の第一期改良が終了すると予定される 2004 年以降にも、急激に増えるわけではないと思われる。その理由は次の通りである。

- (i) サバナケット市街からダナン港までの通行は、ベトナム側国道 1 号線上のハイバン峠トンネルの開通とラオス国道 9 号線の改修後も約 8 時間を要する。この所要時間はサバナケット市街からタイのラムチャバン港までの所要時間とほぼ同じである。
- (ii) ダナン港は、現状では、他のタイ、ベトナムの港に比べ相当高額な施設使用料を課している。

(3) ラオス企業

調査対象企業 191 社中、41%に相当する 79 社が、政府に望む民間企業振興策として「輸出への補助金」を選択している。他には「海外市場情報の提供」(30%)、「ビジネス実務のトレーニング」(24%)、「銀行融資の拡大」(22%)を期待する声強い。明らかに、企業の多くは輸出市場に強い関心を寄せている。

サバナケット県に立地する 28 の回答企業も同様な回答傾向であり、「輸出への補助金」、「海外市場情報の提供」を求める企業が多数であった。加えて、「設備投資における規制緩和」も望まれている。

回答企業のうちラオス企業と外国企業の出資によるジョイント・ベンチャーは37社あったが、概ねラオス企業と同様の回答をしている。ただし、「技術向上のためのトレーニング」、「法律・規則の改善」をより強く望んでいるのが特徴である。

4.3 ターゲット業種

(1) 需要分析による問題点と対策

投資需要調査結果、及びラオスの投資環境を分析した結果、次のような問題点の存在が認められた。

- 潜在投資家のラオスに対する知識は極めて限られている。
- 道路、電力、通信等のインフラストラクチャーが不十分である。
- 人材が質・量の両面で不足している。
- 経済状況等、投資環境一般が好ましくない。
- 投資促進活動、誘致のための組織・機能が不十分である。

サバナケットのSEZ開発促進にあたりこれらの問題点を克服するためには、以下のような戦略的な投資促進施策が必要となる。

- インターネット、在外公館を通じて、ラオス全般とその投資環境、投資の手続き等に関するPR活動を強化する。その際、「東西経済回廊」の要所である点を強くアピールする。
- 特定業種、特定国・地域に的を絞った戦略的なプロモーション活動を行う。
- 投資促進組織を強化・再編し、投資誘致活動の効率化を図る。
- マクロ経済の安定に努める。
- 教育・訓練等、人材開発に努力する。
- SEZ内のインフラと訓練施設を整備する（但し予算面の制約から小規模の開発から始めるのが現実的）。
- SEZ立地企業には、関税や所得税免除等の金銭的な優遇措置を付与する。
- 投資家に対しワンストップサービスを提供する。
- SEZ内では、雇用に関し例外的な扱いを適用し、また外国人が良好な生活水準を維持できる施設を提供する。

主な問題点と対応策を、図4.7に要約した。なお、SEZに投資を誘致するためには、国レベル、県レベルでの根本的な経済政策、FDI促進策が、SEZ自体の優遇措置と同等に重要な要因であることに留意すべきである。

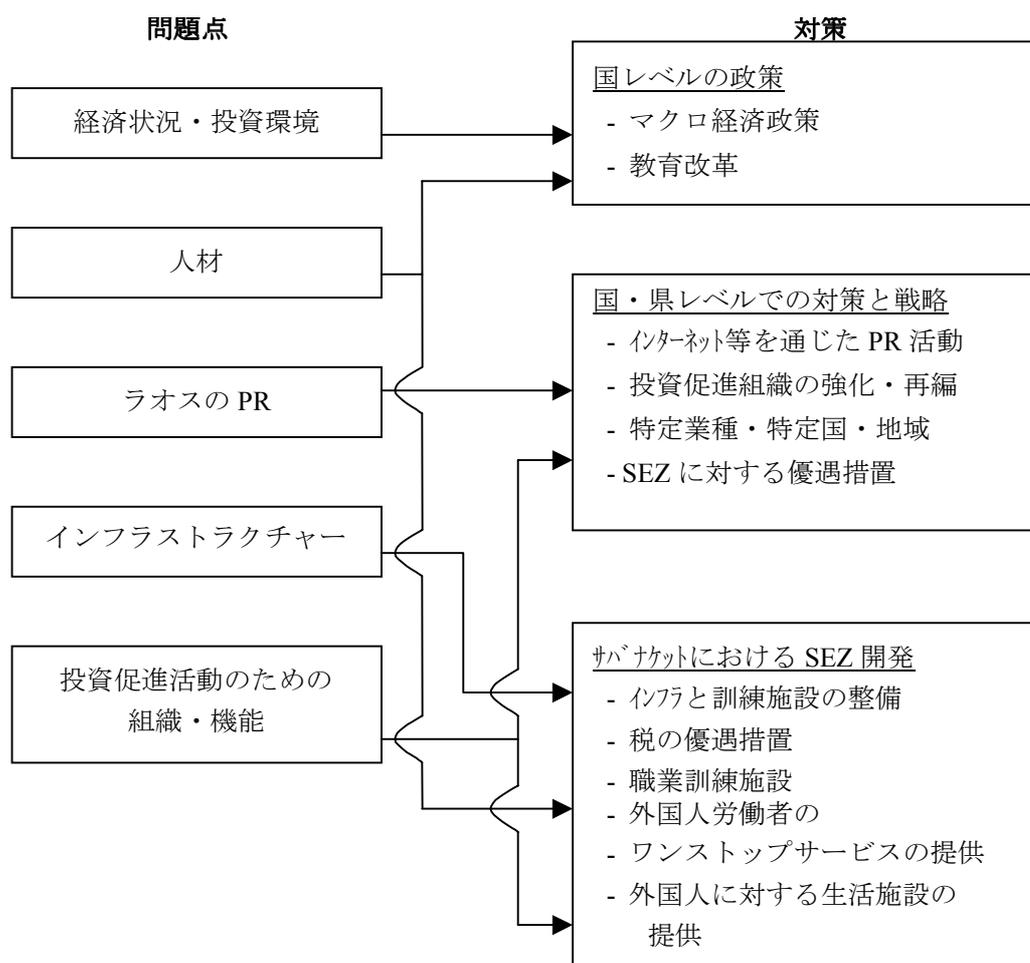


図 4.7 戦略的投資促進施策における問題点と対応策

(2) ターゲット業種の検討

近年のアジア、特に韓国と台湾からの FDI の傾向を見ると、発展段階の高いアジア近隣諸国は、本国で労働集約型産業の競争力を失うにつれ、それら業種の生産基地を地域内に移転していることがわかる。

また、投資需要調査の結果からは、タイとベトナムの企業の多くはラオスを現実的な投資先として検討しておらず、ラオスが海外から直接投資を誘致するのに有利な状況にはないことは明らかである。しかしながら、巨額の投資を必要としない、サバナケットに現存する資源、あるいは潜在的な資源を活用する業種が有望であることを提言する。

サバナケットの現在あるいは将来における比較優位産業は、資源利用型業種、軽工業、加工組立て業と思われる。それに加えて、サバナケットとムクダハンを結ぶ新メコン国際橋の完成、及び国道 9 号線の改良に伴い、運輸関連事業と観光施設への需要の増加が見込まれる。

このような要因を考慮すると、次に挙げる業種が投資の対象となる可能性が大きく、サバナケット SEZ における誘致ターゲット業種として選定することとしたい。

- 1) 家具製造を含む木材加工
- 2) 食品加工を含むアグロ・インダストリー
- 3) 衣服製造
- 4) 電気・電子製品アセンブリング
- 5) 包装、ラベリング
- 6) 運輸関連業
- 7) 観光及びサービス

なお、SEZ への投資促進活動にあたっては、特定の地域あるいは国を対象に、集中的にプロモーション活動を行うことが効率的である。サバナケット SEZ における主要な投資国は東アジアと東南アジアと考えられる。中でも、隣接するタイ、ベトナムの2国が最も現実性のある潜在投資国と予想される

(3) 近隣国におけるターゲット業種の現況

ここでは、上記ターゲット業種の近隣諸国における現況を概観する。データ入手の制約から、いくつかの業種・製品に絞って以下に記述する¹。

1) タイの木製家具

木製家具製造は主に輸出向けで、家具総輸出額の70%を占める。日本と米国が最大の市場である。2,898の木製家具製造業者があるが、そのほとんどは中小企業である。但し輸出向け家具を製造する企業は中・大規模が多い。流通チャネルとしては、製造業者から消費者への直接販売、家具店及び中・大規模デパートを通じた販売、家具展示会での販売の3通りある。原料には硬木とゴムの木(軟木)があるが、前者は主に輸入し、後者は国内産である。年間10,000組の木製家具を製造する施設を建設するには1800万パーツの初期投資が必要とされる。

2) タイの食品加工

タイの1997年の加工食品市場は6億5490万米ドルと推定され、うち5億1670万米ドルは輸入による。加工食品市場は、包装機械と合わせると今後数年間は、国内経済の回復に伴い7%の成長をすると見込まれる。タイ政府は食品加工業の付加価値を増すことを目的にマスタープランを作成している。1997年現在、50,000以上の大・中・小規模の食品加工及び包装工場が政府に登録されている。

¹ 本項の情報の一部は BAEF & LAACC 「Industry Sector Analysis Reports」より引用した (<http://www.tradeport.org/ts/partners/index.html>)。

大型の生産能力を備え、食品加工・包装用機械の輸入需要の大部分を占めるのは、大企業である。

3) ベトナムの食品加工業

ベトナムは、加工食品の高付加価値化による効率向上に努めてきた。そのため、既存の工場を拡大、あるいは新工場を設立し、加工食品市場と包装機械の市場も過去数年間、徐々に成長を遂げてきた。ベトナムにおける食品加工及び包装機械市場は 1998 年現在 2 億 5000 万米ドルと推定され、うち国内生産で賄っているのは 9000 万米ドルであるが、今後数年間、年率 30%の成長を続けると予想される。

4) タイの繊維・衣服

繊維産業（繊維・衣服）はタイの経済、すなわち GDP、雇用、輸出に大きく貢献している。1996 年の経済危機前の時点で、繊維産業は製造業付加価値額の約 15%、GDP の 4.7% を占める。その雇用は製造業最大の 1100 万人に達し、製造業従事者の 25%以上が繊維産業に従事していることになる。また、1985 年以来、主要な輸出産業の一つであり、1995 年には輸出総額の 11.6%にあたる 650 億米ドルの輸出額を記録した。タイの繊維産業の特徴として、労働集約型の衣服製造、織布業には多数の企業が存在する一方、資本集約型の紡績業、人工繊維製造、染色仕上業には少数の企業から構成されている。衣服製造は、製造業の中で、付加価値額、輸出額、雇用数において最大数を占める業種であり、統計によれば、2,856 の工場に、全製造業雇用の 20%に相当する 85 万人以上の従業員が働いている。タイ繊維産業は、現在、川上から川下までの業種を統合することにより、アジア経済危機と激しさを増す価格競争に対応しようと努力している

5) ベトナムの繊維・衣服

ベトナムにおいては、繊維製造と衣服製造は一つの産業としてみなされている。繊維産業（繊維・衣服）は、労働集約的かつ労働者に高度な訓練を要しない、ベトナムにとっては重要な産業であり、さらに近年の国の輸出収入に大きな貢献をしてきた。ベトナムの企業は巨額の織物を輸入しており、1997 年の輸入相手国は 23 カ国を数える。中でも台湾、韓国、日本からの輸入が多い。ベトナム産の織物が市場で占める割合は小さなものである。織物を購入するのは衣服製造企業と仕立屋であるが、国内には 130 社の国有企業、394 社の民間企業、88 社の外資による衣服製造企業と、3 万程度の仕立屋が存在する。国有企業の生産能力が最も高い。ベトナムは 1995 年 7 月 ASEAN に加盟し、96 年 7 月 EU と貿易協定を締結し、同年 CEPT に加入した。さらに、APEC と WTO への加盟準備を進めており、繊維産業の将来は明るいと期待されている。繊維産業は、生産能力を高めることにより、西暦 2005 年までに 10 億メートルの各種織物を生産する計画である。

6) タイの電子産業

過去 20 年間、電子産業はタイ経済の中で重要な位置付けにある。30 万人の雇用を抱える電子産業は、有力な多国籍企業によって構成され、その市場は全世界である。1999 年における同産業の実質成長率は、GDP 及び製造業全体の成長率を大きく上回る 10%と推定され、その生産、輸出、雇用への貢献度はいっそう増している。1997 年、電子製品の輸出額は 4,584 億バーツ（124 億米ドル）にのぼり、タイの輸出総額の 27%を占めた。そのうち、12 社の多国籍企業の輸出合計額は 100 億バーツ（2 億 7000 万米ドル）以上に達した。翌 1998 年の電子製品輸出額は、経済危機にもかかわらず 7,910 億バーツ（140 億米ドル）に増加し、総輸出の 35%をも占めた。全世界の電気・電子製品の生産高は、1986 年の 4,630 億米ドルから、96 年には 8,500 億米ドルまで増え、さらに 2001 年には 1 兆 2,400 億米ドル、2010 年には 2 兆 2,000 億米ドルに達すると予測されている。タイは近い将来、世界の電子産業の中で競争力を十分に発揮する可能性がある

以上のように、情報量は限られているものの、タイとベトナムにおけるターゲット業種の現況から判断し、これら業種はサバナケット SEZ においても有望であると思われる。その理由は次の通りである。

- 木材加工、特に家具製造は、タイからの直接投資を期待できる。タイ側において生産技術が確立しており、また原料である木材がラオスには豊富にあるからである。
- 食品加工市場はタイ、ベトナムで急成長を見せている。隣接するラオスは、その地理的な優位性と低廉な労働コストを活かし、国内資本、外国資本による生産により、両国の市場をうかがうことができよう。
- 繊維・衣服産業はタイ、ベトナムの両国において巨大産業である。どちらも主に世界市場をターゲットとし、厳しい競争に直面している。サバナケット SEZ である程度のインフラと豊富な労働力が提供できれば、両国企業が衣服、特に低価格製品の生産拠点を設立する可能性は十分にある。
- 電子産業はタイでは最重要な輸出産業であることから、ラオスにとっても将来有望な産業となろう。タイよりも低廉なコストで製品を組み立てることが可能であれば、タイ側からの投資が期待できる。

第5章 経済特別区の類型

5.1 経済特別区 の概念

(1) 経済特別区 の一般概念

経済特別区(“Special Economic Zone”, 以後「SEZ」と略称)とは本来、当該国の一般的な経済原則、課税制度、外資導入政策等とは異なる制度が適用される地域で、政府によってその時々指定される地域を意味し、貿易、第三国からの直接投資(FDI)、輸出および先進的技術の流入を促進することにより、雇用の増加や当該国の経済発展を目指す制度である。

SEZ 制度を理解するに当りしばしば混乱が起きるのは、経済特別区という言葉が2つの異なった使われ方をしていることにある。1980年代初頭に中華人民共和国(中国)は経済特別区(“Economically Special Zone”, 以後「経済特区」と略称)制度の導入を決定し、中国沿海部の広東省に存在する4つの地域、すなわち深圳、汕頭、厦門、珠海に適用することになった。それ以降、「経済特別区」という言葉はこの中国式経済特区を意味する上で使われることが多くなったが、本調査においては、経済特別区(SEZ)という言葉、上述の本来の意味で使用するものとする。

(2) 経済特別区 の目的

その時代、国や地域、またケースごとに SEZ の目的は異なるが、優遇措置を講じて外資導入を図り、外資を活用することによってその目的を達成しようとする点においては、いずれの経済特別区も同様である。SEZ の目的は凡そ下記の通りである。

- 1) 輸出振興、特に非伝統的製品の輸出促進
- 2) 外貨獲得
- 3) 先進的な技術、技能、専門知識の流入および自国民への移転促進
- 4) 雇用促進と生活水準の向上
- 5) 特定地域の戦略的な開発
- 6) 戦略的産業の開発
- 7) 当該国の産業水準の向上
- 8) 国民経済全般の活性化への契機

(3) SEZ の運営方法と期待利益

外資導入を図る国は、通常安価で豊富な労働力を有しているが、これを利用しつつ下記のような投資優遇策を準備し、戦略的かつ市場への好アクセスを有する地域において、他の地域とは隔離された環境・地域への外資導入を促進することが多い。

- タックスホリデー、輸出入にあたっての関税免除、法人税・個人所得税の減額等の会計的な優遇措置
- 外国人雇用の是認、ビザ優遇措置、現場通関、労働条件の緩和、外貨のより自由な使用等の非会計的な優遇措置
- 政府によるインフラ整備

これらの施策により外資導入を図り、リース料、運営基本費、様々な費用の徴収や、輸出促進、外貨の獲得、雇用促進、労働者の技能・技術の向上および国民経済の改善を政府は期待し得る。また SEZ が存在する地域においては、SEZ 内の企業や労働者からの地域産品・サービスに対する需要増加が期待でき、地域経済への貢献がなされるであろう。

5.2 機能別に見る SEZ の類型

機能別にみた場合、SEZ は次の 6 種類に分類できる。

- (i) Free Transit Zones (TZ)
- (ii) Free Ports (Free Zones/Entrepot Trade Zones)
- (iii) Free Trade Zones (FTZ)
- (iv) Export Processing Zones (EPZ)
- (v) Economic Special Zones (ESZ)
- (vi) Import Processing Zones (IPZ)

(i)から (v)の類型は、工業化の推進、物資流通の促進、雇用促進、外貨獲得、先進技術の習得等を目指すため、開発途上国においてよく見られる形態である。

上記類型中では、Export Processing Zone (EPZ) が最も一般的なものである。1998 年に国際労働機関 (ILO) が出版した“Labour and social issues relating to export processing zones” は EPZ を、「外資導入の為に特別な優遇措置を付与された工業区で、同地域内においては、輸出を目的として輸入された原料が何らかの程度加工される」地域と規定している。

一方、(vi)の Import Processing Zones (IPZ) は先進工業国において設置されるのが一般的である。IPZ は元来輸入の促進をめざして設置され始めたものであるが、今日では、

顧客要求の多様化に対応するために、開発途上国から輸入された部品やコンポーネントを組み立て、顧客ニーズに合った最終製品を供給する基地となっている。この所謂 Quick Response System (QR または QRS) は、顧客ニーズが非常に多様化する中で、パソコン、電子製品、アパレル等の業界にとってはより重要性を増している。このため IPZ は通常主要空港、港、交通の要所に位置することが多い。

これら SEZ の特徴を次の表 5.1 で概観する。

表 5.1 SEZ の類型

	所在地	機能	目的・目標	優遇措置	必要施設・条件	設置国
Transit Zones (Free Transit Zones)	国境地域 (通常は沿海部)	輸入された貨物の、輸入国である近隣国への運搬	積み込み作業、荷下ろし作業、倉庫、物流等からの商業的利益	再輸出に対する輸入関税の免除。国内販売のみへの関税課税。	保税倉庫、積み下ろし・積み込み設備、交通機関。	
Free Ports (Free Zones/ Ex/repot Trade Zones)	政府指定の商業港の全てまたは一部 (通常港であるが、時には空港)	港を通過する外国製品の積み替え、再輸送、加工、改善、組立、展示	積み込み作業、荷下ろし作業、倉庫、加工、貿易、展示等からの商業的利益	通貨物への関税減免。外国船に対する最少の政府規制。倉庫・工場の保有・リースの許可。	積み下ろし、積み込み設備、保税倉庫、製造・加工工場、展示施設。物流、金融、通信施設は特に重要である。	Hong Kong Singapore
Free Trade Zones (FTZ)	貿易地帯・国境地帯に近接し、政府が自由商業地域に指定した地域の全てまたは一部	輸出、再輸出のための国産品または輸入品の販売	自由貿易、輸出等からの利益	再輸出への輸入関税免除。内国税の免除。	展示・販売施設、金融サービス等	India
Export Processing Zones (EPZ)	道路又は海路により、主要な商業港 (港又は空港) にアクセスできる地域。	主として外資、外国原料、外国の技術、あるいはそれらと国内資本や国産原料を組み合わせ、輸出商品の製造、加工を行う。	加工品・製造品の輸出振興。雇用の増加、外資導入。先進的技術の導入。	原料・部品・コンポーネンツに対する輸入関税免除。法輸出税・内国税の減免。法人税の減免及び配当の自由送金。高率な外資保有の許諾 (最高100%)。間接輸出に対する付加価値税の選付。	主要積出港へのアクセス・インフラ、満足の行く港湾設備、保税倉庫を含む十分な倉庫設備、工業区内における十分かつ信頼性のあるコンピューティライティ供給、ワゴン・ストリップ・サービス。	Taiwan (EPZ), Korea (FEZ), Singapore, Ireland, Thailand (EPZ), Malaysia (FZ, LMW*), Indonesia (EPTE, BZ**), The Philippines (EPZ), Vietnam (EPZ), India (EPZ), Sri Lanka (EPZ)
Economic Special Zones (ESZ)	通常沿海部に位置し、一つの市や島全体等の比較的大きな区域を有するが、外部とは遮断されている。	外資導入や新技術の受け入れ窓口。新規システムに基づき国内経済を改革し、国際経済と統合する契機を提供。海外市場の国内への導入。	地域開発と経済開発経験の他地域への波及効果。外資導入と先端技術の獲得。	製造。商業・不動産・旅行業・公共施設等、様々な事業分野への外資の参入許可。特区で使用される資本財及び消費財への輸入関税免除。法人税の減額。製造業・輸出産業に対するタックス・ホリデー。	外資による投資、公共投資、現地の民間投資の集積効果。先進国や貿易の中心地、大きな市場への交通の便が重要な要素である。信頼性のあるインフラ設備、十分で比較的安価な労働力、観光客にとつての魅力。	LMW: Licensed Manufacturing Warehouses BZ: Bonded Zones China The Philippines
Import Processing Zone (IPZ)	主要な空港、港又は交通の要所に位置する。	元来は輸入促進を目的としたが、近時においては、開発途上国からの輸入部品・コンポーネンツを、様々な形態での最終製品に組み立てる基地となりつつある。	多様化した消費者の需要に対応する迅速な対応。組み立てや流通における QR 体制 (Quick Response System) の構築。	特に無し。	倉庫および組立工場。	Mostly in developed countries

5.3 経済特別区の進化

(1) 現状

SEZ の歴史は、13 世紀にスペイン王が、ある都市に対し商業上の特権を与えた時にまで遡る。またシンガポールや香港は、英国の植民地制度の下で長らく自由港であったが、SEZ の概念、特に EPZ の概念が一般化し、多くの国で取り入れられるようになったのは 1970 年代に入ってからである。

EPZ は輸出振興の手段として、採用されている。それらの国々は、会計上・非会計上の優遇策、豊富で廉価な労働力、工業区内におけるインフラの整備等を提供する事により、外資の導入に成功を収めて来ている。現在世界に設置されている SEZ（その多くは EPZ）の数は次の通りである。

表 5.2 地域別 EPZ の分布（1997）

地域	EPZ 設置数	主要国
北アメリカ	320	アメリカ合衆国 213, メキシコ 107
中央アメリカ	4	ホンジュラス 15, コスタリカ 9
カリブ海諸国	51	ドミニカ共和国 35
南アメリカ	41	コロンビア 11, ブラジル 8
欧州	81	ブルガリア 8, スロベニア 8
中東	39	トルコ 11, ヨルダン 7
アジア	225	中国 124, フィリピン 35, インドネシア 26
アフリカ	47	ケニヤ 14, エジプト 6
太平洋州	2	オーストラリア 1, フィジー 1
合計	845	

出典：World Economic Processing Zone Authority

上記の数字には民間が運営する EPZ は含まれていないが、例えばフィリピンにおいては多くの EPZ が民間会社によって開発され運営されてきている。このためフィリピンの EPZ の総数は 130 以上に上っている。

これに反し今日では、国際的な通信や物流がより容易かつ迅速になり、より多くの多国籍企業（MNE）が世界各地で操業を行うようになって来ている。この変化の多い情勢に対応するため、SEZ についてもより統合的な機能が求められるようになって来た。旧来の EPZ は、多くの場合隔離され単機能なものであったが、その意義は今日薄れつつある。さらに進んで、いくつかの MNE は EPZ 内の厳しい運営規則に縛られる事を嫌い、また自らの事業により適した立地を求めて隔離された地域への立地を避ける傾向にある。

今日 MNE が SEZ に求めている要求は次のようなものである。

(i) Quicker response

- (ii) Shorter lead time
- (iii) Greater flexibility in production
- (iv) Lower cost
- (v) More suitable skill

(2) 今後の展望

顧客要求の多様化に応える為、MNEのみならず中小企業（SME）もまた、柔軟で、より迅速かつ自由な生産や輸出体制の構築を求めるようになって来ている。これに従い、工業区内やその近辺に貿易の支援機能が実質的に存在しない場所において、単に部品や製品の生産・加工を行う隔離タイプや単機能タイプのEPZは、より多くの国において敬遠されるようになることが予想される。投資家側は、生産・加工に始まり、貿易・物流・マーケティングから娯楽に至るまで、全ての必要性に応え得る、より統合的な概念を有するSEZへ興味を移して行くことになろう。

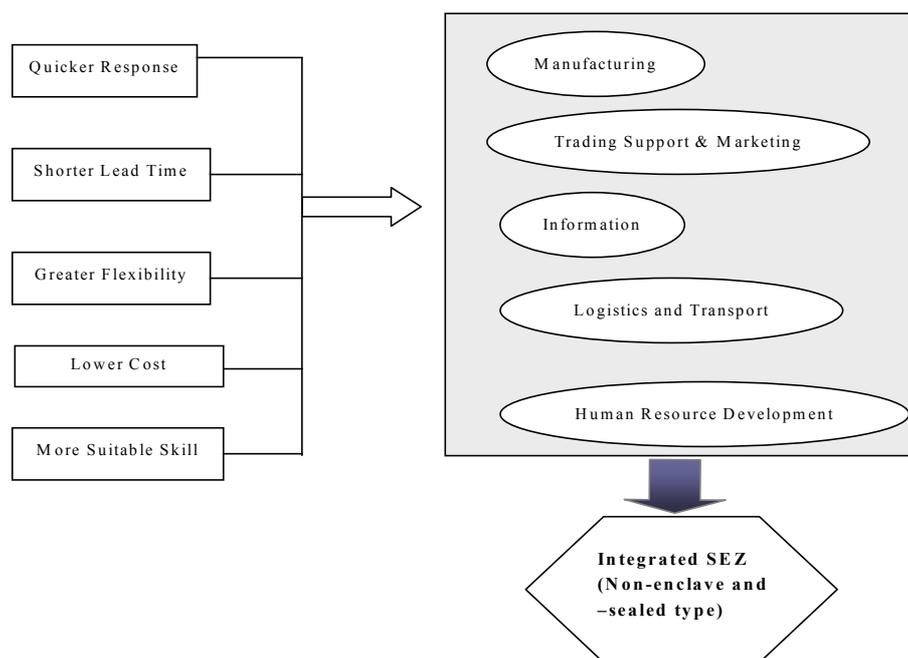


図 5.1 世界の SEZ の将来傾向

5.4 アジアの経済特別区

(1) 一般状況

様々なタイプの SEZ が存在する中で、雇用の増加、外貨の獲得および技術水準の向上を緊急に必要としたアジアの国々は、伝統的に EPZ の開発により重点を置いてきている。

台湾、韓国、シンガポールは上述の目的を全て達成した成功例と言えよう。一方、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンは多数の外資を誘致することに成功したと言う意味では、部分的な成功を収めてきている。しかしながら、より大きな付加価値をもたらす、自国によるマーケティングや貿易活動を確立することや、高度技術や専門知識の吸収・定着化のための、外資と自国企業間の緊密なリンクの創造には依然成功しているとは言えない。その意味で、中国は EPZ と異なるアプローチ、すなわち経済特区の導入により、所期の目的を達成しつつあるように考えられる。

ヴェトナムは他のアジア諸国より比較的遅く EPZ 政策を採用したが、その開発には困難と問題が付きまわって来ているように見える。この状況を打開するために、2000 年 7 月に外資法の改正を行ったが、外資の信認を取り戻し、状況が改善されるまでには今しばらく時間が必要とされよう。

このようなアジア各国の経験を学ぶために、中国、ヴェトナム、タイ、フィリピンの例を次の章で検討したい。

(2) 中国の経済特区 (Economic Special Zones : ESZ)

中国の経済特区は他国の SEZ とは異なっているものの、しばしば SEZ の成功事例として取り上げられている。中国の経済特区が他国の SEZ と最も異なる点は、一つの市の全域が経済特区に指定されていることである。それは囲い込まれた工業区ではなく、工業区、住居地域、商業地域、観光や娯楽施設、交通、教育や健康に関連する施設等、通常の社会生活に必要な全ての機能を包含している。外国投資家は、製造会社や輸出支援会社に対する幅広い支援体制を提供し得る、これらの都市諸機能を利用することが出来る。また外国投資家は国内企業と幅広い接触を持つことにより、生産や輸出支援活動において、彼等との双方向にわたる相互協力が可能となっているのである。

外国投資の分野と投資形態は幅広く、また柔軟に対処されている。その他、経済特区当局の独自性が確保されることにより、外資が抱える問題点や苦情を柔軟に処理することが可能になった。さらに、地域社会との交流によって、生産事業のみならず、不動産や観光、商業、インフラ等の他の分野においても、外資が投資の将来性についてより確固とした見通しを持つことが可能になっている。このため、中国における最近の外資動向を見ると、依然として軽工業への

投資が主流を占めてはいるものの、資本集約的な分野への投資が増加してきている。

不明瞭で連続性がなく、また基盤の弱い法律制度や中程度の会計上の優遇策にも拘わらず、中国の経済特区は成功を収めつつあるようである。この成功の原因としては、中国経済が徐々に開放されたこと、様々な裾野産業の展開、中国人の学習能力、比較的熟練した労働者や高度な技術者の存在、中国社会の伝統的な商業機能等が挙げられよう。MNE が生産活動において *quicker response, shorter lead-time, greater flexibility* を求めている時代においては、これら全てが有用であるのである。中国の経済特区の成功要因として考えられるのは以下の通りである。

中国の経済特区の成功要因

- 統合的な SEZ の概念の採用
- 省・町にまたがる開発コンセプト
- SEZ の独立的運営
- 中国経済の開放政策
- 外資導入窓口としての香港の機能
- 学習能力の高い熟練労働力の存在
- より高度な技術者の供給
- 比較的安価な労働力
- 強力な商業的機能
- 地理的条件と交通インフラ

(3) タイの輸出加工区 (Export Processing Zone : EPZ)

タイは SEZ、主として EPZ の開発に 20 数年にわたる経験を有し、EPZ の開発に成功したもう一つの例である。EPZ 開発の初期段階において、軽工業を誘致し、輸入代替と輸出振興を調和させたことが彼らの成功の一因であろう。一つの例は繊維産業で、当時における競争は今日ほど激しくはなく、タイは相当の投資額を必要とする川上・川中から繊維産業をスタートさせることが出来たのである。また繊維産業に関わる外資の誘致成功によって、外資に友好的な国であるという評判を得ることに成功した。このように、外資に対する開放的で友好的な政策もその成功の原因の一つとして考えられる。

工業省に付属する公社である「Industrial Estate Authority of Thailand (IEAT)」が、一般工業区 (General Industrial Zone : GIZ) および輸出加工区 (Export Processing Zone : EPZ) の開発を担当して来ている。彼らによると、2000 年時点において、2 種類の工業区を合わせて 1 兆パーツの投資が行われ、1,500 社が操業中であり、40 万人の雇用を生み出している。IEAT の任務は工業区の開発と運営であるが、時として民間の開発にかかる工業区の共同運営をも行っている。この間、EPZ

からの輸出額は、1994年における470億バツから1999年における2,050億バツへの増加を示している。

タイはその初期における労働集約的産業への外資誘致の成功に引き続き、高品質な外資導入への切り替えに努力を重ねてきている。金属加工、電子、電気分野に集中することにより、金属関連製品、自動車、電子・電気製品や部品の地域的な供給源となり、また輸出基地としての地位を確立しつつあるように見える。

しかしながら、タイが成功を収めてきたSEZモデルは、多国籍企業の要求を充たすため、改善をめざした変更を余儀なくされている。特に、より円滑な通関体制の実現、IT・商業活動・信頼性のある金融体制等の輸出支援機能の拡充、より高度な人材の供給が求められよう。

1996年以降タイ政府は、輸出関連の商業活動やサービス機能をEPZ機能に付加する、新しい取り組みを始めている。またこのEPZ体制の変革に歩調を合わせるように、沿海部におけるFree Trade Zonesの設置が計画されたこともある。Free Trade Zoneの計画は何らかの理由により実現されなかったが、その概念はフィリピンの「Subic Bay Special Economic and Free Trade Zone」や「The Clark Special Economic Zone」のそれに似通ったものであった。

タイ SEZ の成功原因および将来の課題

- 適切な SEZ 設立時期（競合状況）
- 支援的な外資政策
- 一貫性と柔軟性に富んだ政策および社会背景
- より統合的機能を有する SEZ への変革
- より適切な人材供給体制

(4) ヴェトナムの輸出加工区（Export Processing Zone : EPZ）

ヴェトナムの、EPZによるSEZ体制への進出は他のアジア諸国より遅れ、1991年に「ドイ・モイ」政策が始められた後になってようやく外資への門戸が開かれた。当初、外資に対するアプローチは慎重に行われ、外国投資法は国内企業と国益の保護のために保守的なものであった。例えば、合弁企業の取締役会における重要事項の議決に際しては、保有株式数に拘わらず全会一致原則が要求され、また工場建設にあたっては現地建設会社の使用が強制された。外資の間では税関は悪名高く、投資や様々な許可は選択的に与えられ、また認可には長時間を要した。

「タン・トウアン」と呼ばれるホー・チー・ミン市所在の初のEPZは台湾の輸出加工区概念を取り入れ、台湾資本によって開発された。この加工区は中小企業の招聘を目標にしたが、不適切なインフラ設備と政策の不適合（中小企業

をターゲットにしなが、最低資本金は 100 万ドルに設定され、また 100%の輸出義務が課された) もあり、外資導入に関する効果は限られたものとなった。

ヴェトナムの将来性に着目した多くの外国投資家は、輸出を目的とした製造基地建設および国内市場への出荷基地として進出を希望し、2000 年 10 月付けのヴェトナム計画・投資省の資料によれば、1988年から1999年の間のシンガポール、台湾、日本、韓国および香港等からの外国投資は 358 億ドルに上ったものの、その実現率は決して高くはなっていない。

さらに、EPZ の導入から 10 年が経ち、ヴェトナムの外資による輸出額は 1996 年における 7 億 8600 万ドルから 1999 年における 25 億ドルまで年平均 55.8%の伸びを示したが、外資の熱気は既に冷めているように感じられる。同じ期間における国内企業の輸出額が、1996 年における 64 億ドルから 1999 年における 89 億ドルまで、年平均 15.55%の伸びしか示していないことももう一つの問題である。期待されたほど技術や専門知識の移転が進んでいないためであり、このためヴェトナムは EPZ 政策の見直しを迫られることになった。例えば、2000 年 7 月には外国投資法が改定され、一方、中国式の SEZ である Economic Zones (EZ) が、1996 年以降モン・カイや国境地域にあるその他 8 つの地域に導入され、物流・商業や観光により重点を置いた開発が図られることになった。ヴェトナムはさらに他の成功モデルを自国の SEZ 政策に取り入れることを検討している。ヴェトナムの「Chu Lai Open Economic Zone」の開発には、上海の新浦経済区やフィリピンの「Subic Bay Special Economic and Free Port Zone」の概念が取り入れられる可能性がある。

ヴェトナム EPZ の制約条件

- 保守的な外資法
- SEZ 政策のターゲットに関する不十分な検討 (SEZ 政策における目標と規定のミスマッチ)
- 国益優先の保護主義
- 外資に対する硬直的な対処
- アジアの SEZ 間における競争の激化

(5) フィリピンの SEZ (Ecozone)

フィリピンもまた SEZ 政策において成功を収めている国である。フィリピンの SEZ は「エコゾーン」と呼ばれ、やはり非関税地域である。エコゾーン企業と認定されるには、外国資本の場合においてはその生産の 70%以上の輸出を、国内企業の場合においては 50%以上の輸出が求められるが、この認定を受けた場合に初めて優遇措置を与えられることになる。EPZ は輸出振興を目的とする生産基地の提供を意図するものであるが、一方エコゾーンは、やはり輸出の振興

を目的とはしているものの、製造業に加え商業や他の活動を奨励するものである。

エコゾーンの概念は 1995 年に経済特別区法によって制定され、エコゾーンの運営母体として「The Philippine Economic Zone Authority (PEZA)」が設立された。当時「Export Processing Zone Authority」によって運営されていたバタン、バギオ、セブ、キャビテにあった 4 つの EPZ と、民間が運営する 12 の EPZ は PEZA が運営することとなった。PEZA は発足に当り、以後公的なエコゾーン建設を行わず、民間によるエコゾーン建設を促進する新しい政策を定めた。このため、今日では前記の 4 つの公的エコゾーンと 131 の民間エコゾーンを合わせ 135 のエコゾーンが稼動し、または認可を待っている。すなわち、44 の民間エコゾーンと 4 つの公的エコゾーンでは入居企業があり、一方 67 の民間エコゾーンが大統領の認可待ちである。

PEZA のホームページ情報によると、1995 年から 1999 年の間における投資額は 5,300 億ペソ（現在の換算率で約 120 億ドル）にのぼり、その内 2,270 億ペソが工場・設備投資であり、3,030 億ペソは工業区開発に向けられている。工場・設備投資額を見ると、45.7%は日本、15.4%はアメリカ、14.6%はフィリピン、6.6%は英国、6.0%はシンガポールからの投資である。分野別に見てみると、過半数は電子部品・製品、16.3%が電気機械、9.9%は基礎金属製品、6.8%は運送機械・自動車である。エコゾーンからの製造品輸出は 158 億ドルで、これはフィリピンの全工業製品輸出のほぼ半分にあたる。同時にエコゾーンは 60 万人の雇用も生み出していると考えられている。

同時に、外資誘致のためにフィリピン政府は、より自由で変化に富んだ SEZ の開発に力を入れて来ている。その政策は旧海軍基地であったスービックと旧空軍基地であったクラークの開発を進めるために採用され、同様に、1992 年の「Bases Conversion and Development Act」によって、Wallace Air Station, Camp John Hay (バギオ市) およびその他 3 ヶ所の旧軍事基地が SEZ として指定された。

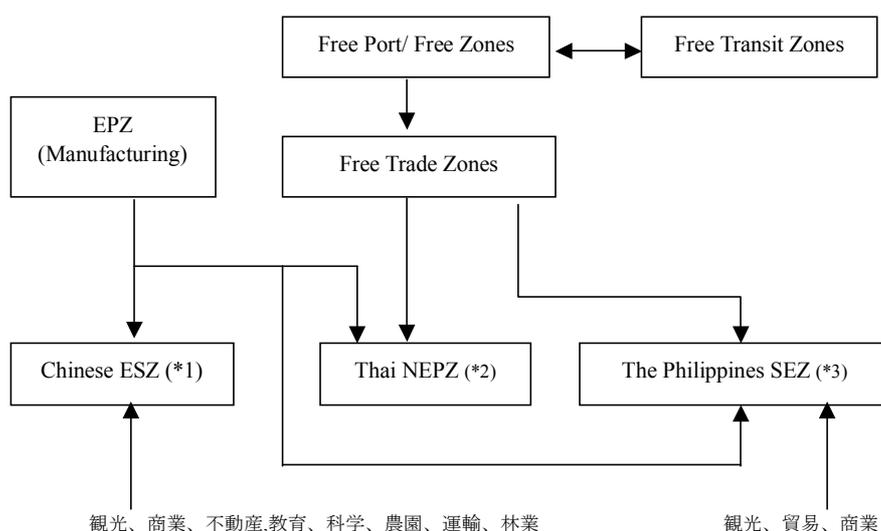
(6) アジアにおける SEZ の将来

前節において見てきた様に、アジアの SEZ の組織と方式は、その初期段階から変化を重ねつつある。初期の段階においては、香港やシンガポールが自由港や自由通過地域として、貿易のための積み替え機能や近隣諸国に対する再輸出基地機能を提供していた。

1960 年代に入ると、台湾、シンガポールや韓国が輸出振興のために EPZ の導入を行ない、同時に輸入代替産業の振興をも求める政府の要求に応え、まずアメリカ、日本やヨーロッパ諸国がこれらの EPZ に入居した。外資企業が EPZ における生産を増やし、輸出が増加するにつれて、EPZ 外に立地する国内企業が EPZ

内で習得した技術を使い同様の製品の生産を始めるに至るのである。偶然にもこれらの諸国は重労働と学習能力で有名である。

上記諸国の成功と経験を参考にしつつ、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ヴェトナム等が ESZ の導入に踏み切ることになった。中国も経済特区制度を採用することになるが、この制度下では SEZ の概念を拡大し、また様々な異なる機能を統合して適用した。この多機能型 SEZ は、激しい価格競争の中で、多様化してゆく顧客要求に応えることを求められていた多国籍企業に歓迎されることになる。多国籍企業は多機能型 SEZ を有効に利用することにより、統合的な輸出活動を強化し、市場に対する Quick Response (QR) を実現して行った。この多機能型 SEZ が歓迎される傾向は今後も続き、アジアの SEZ における主流となって行こう。前述のように、フィリピンは旧アメリカ軍基地において同様の概念を有する SEZ の設置に成功を収めている。このような傾向を、次に概念的に図示する。



- *1 中国の経済特区：外資を活用した輸出振興、都市開発、マーケット・エコノミーの試行を目的とする。
- *2 タイの新 EPZ (NEPZ)：輸出振興のための製造業及び輸出関連のサービス業に限られる。
- *3 フィリピンの SEZ：スービックとクラークのケース。輸出、外貨獲得の促進および地域経済・地域開発の振興を目的とする

図 5.2 アジアにおける SEZ の推移

近時、様々な単機能型 SEZ を組み合わせ統合することにより、より効率的で効果のある SEZ の形成を目指すことが趨勢となりつつある。その理由としては、アジア諸国が WTO 体制の下で SEZ の役割の限界を認識し始めたことに留まらず、通信システムの発展により情報の流れが早まった結果、顧客の要求が多様化しつつあり、SEZ においても、投資家がより効率的な運営が可能になる多機

能型 SEZ を求めているという状況が背景になっていると考えられる。SEZ の体制や機能を検討する際に重要なことは、類型毎に体制、機能、役割を検討するだけではなく、それらをどう組み合わせで統合し、効率的で機能し得る SEZ 組織を作るかを考えることであろう。

5.5 アジアの経験から得られる教訓

(1) 外資誘致のための必要条件

SEZ 振興を成功させるためには、SEZ に付与される優遇措置のみを考えるのではなく、外資企業が重要と考える様々な要因を検討する必要がある。サヴァナケットにおいて計画中の SEZ に対して考え得る機能を検討する前に、アジア諸国の経験を通して、外国投資家が SEZ への投資決定に際し重要と考える要素を学んでおくことは意味のあることであろう。外資にとって重要と考えられる要因は次のようなものである。

外資の SEZ に対する要求

- 基本法の存在
- 経済振興と輸出促進の目的に適合した法律や規則
- 上記に関わる政府の施策の一貫性（特に外資政策）
- 政治的・社会的安定性（国家としての信頼性）と社会・経済体制の透明さ
- 経済活動における自由と政府の保証
- 投資優遇措置
- 天然資源および産業インフラ
- 生産コストおよび関連するコスト
- 主要市場へのアクセスと国内市場の規模
- 人材の有用性、賃金レベル、質（特に、学習能力、労働に対する態度、品質意識、技術的・技能的な背景等）
- 新しい用意：生産における Quicker response, Shorter lead-time and Greater flexibility

(2) アジアの経験に見る成功要因

中国、タイ、フィリピンの SEZ 運営に関わる主だった要素は下記の通りである。

アジアの経験に見る SEZ 運営の成功要因

- 政策目標の明確な選択
- 外資に友好的な政策
- 柔軟かつ一貫性のある外資政策
- 社会的・政治的安定
- 統合的な機能を有する SEZ 形態の採用
- 地域、町或いは省全体にまたがる開発コンセプト

- 独立的な SEZ 運営
- 自国経済の自由化（自国市場の自由化、適度な自国企業の保護）
- 適正で十分な投資優遇措置
- 外貨の自由使用に関する保証
- 外資導入窓口の存在（例、中国にとっての香港）
- 学習能力があり熟練した労働者とより高度な技術者
- 比較的安価な労働力
- 強力な商業的機能
- 物流に適した立地と十分な運輸インフラ
- インフラの整備

(3) 投資優遇措置の比較

上述の如く SEZ の設立を成功に導くには幾つかの重要な要因があるが、それらのあるものは自然条件、例えば地理的な条件に由来するもので改善は難しい。然しながら政策に関する限り、不利な条件を克服する方策は存在している。外資の導入や SEZ 政策にとって重要な要件の一つは、SEZ に立地する企業に付与される投資優遇措置であろう。優遇措置そのものは各国各様であるが、アジア各国における投資優遇措置を次ページに記載する。

(4) SEZ 開発についての注意点

シンガポールの EPZ と中国の経済特区は、この国内産業とのリンケージという困難な問題に取り組んで成功した数少ない例であろう。シンガポールの場合には、過去においては電子や石油化学、近時においては IT や金融産業のように政策目標を絞込み、外資とともに国内企業にも優遇措置を与えてきた。中国は経済特区企業の敷地と地域社会の間に明確な境界を設けない多機能型の SEZ という概念を導入し、地域社会の全ての側面を開発すべく、一つの町や省全体の開発を心がけた。限られたスケールではあるが、フィリピンのスービックやクラークの場合も同様の方法を取っているように考えられるが、スービックやクラークが抱える問題は、SEZ 内部の物流施設は十分に整備されてはいるが、SEZ 自体の立地が物流産業にとって理想的ではないことや、SEZ がフェンスで囲われているため、地域の産業との連携が十分確保できないことにある。これらの教訓はラオスにおける SEZ の計画に十分取り込む必要があるだろう。

表 5.3 アジアの SEZ における投資優遇措置の比較

	中国のESZ	タイのEPZ	フィリピンのEcozone	ヴェトナムのEPZ
タックス・ホリデー	2年（サービス産業に対しては1年）。	BOIの認可した期間法人税は免除。	非創始企業は4年、創始企業は最長8年。	製造業に対しては4年間。 サービス産業には2年間。
法人税	15%への減額（タックス・ホリデー後3年間は7.5%、サービス産業は2年間）。	タックス・ホリデー終了後、最初の利益計上年からの50%。 ロイヤリティーと配当は課税利益から控除。	タックス・ホリデー経過後は、中央・地方税は免除し、経常利益の5%の特別税のみ支払い。スーベリック・クラークも同様。輸入代替については後払い。 国産資本財、家畜、遺伝化学材料についても後払い。増加労働コストと教育・訓練費用の経費参入。	製造業は10%へ減税（通常25%）。 サービス産業は15%へ減税。 再投資分については3年間15%へ減額。
その他の税	工商統一税（輸出品には免税。輸入製造設備、原料、パーツ、輸送手段に関する免税。鉱石、タバコ、酒類の半額減税。商業・輸送・サービス業へは優遇措置無し。） 住民税の減免税。送金税の免税。 配当、利子、賃料、ロイヤリティーの源泉税は免除。 経済特区における製造・建設に用いられる原料への免税。	EPZ企業は機械設備、パーツ、コンポーネント、中間製品、原材料については課徴金、物品税、VATは免除。	VAT、物品税、フランチャイズ税の免除。 エコゾーン開発業者・運営業者は固定資産税の支払い要。	送金税の5%への減額。 現行法に基づくその他諸税および手数料の支払い要。
輸入関税	経済特区企業への免税。	機械設備については関税免除が半額。原材料については最低10%の減額。 輸出促進優遇措置： -原材料は免税。 -再輸出品目は免税。	資本財、原材料、スペアパーツ、消耗品、家畜、遺伝化学材料は免除。	機械、パーツ、コンポーネンツ、金型、それらの材料、原材料は免除。
輸出関税	経済特区企業の輸出品は免税。	輸出促進優遇措置： -振興対象企業により生産乃至は組み立てられた製品は免税。 外国人（企業）による土地所有の許可。	免除。	ベトナム国民によりカババー出来ない技能を要する業務のみに外国人を雇用。
土地リース	30-50年（ハイテク産業には3年間リース料免除、次の3年間は半額）。リース料は事前に決定され、3年毎に見直し。 輸入原料に関する未払い関税の支払い。	外国人（企業）による土地所有の許可。	25年間であるが更新は容易。	投資許可に記載された創業年数に等しい期間（50年を超えない）。
SEZ外に対する国内販売	輸入原料に関する未払い関税の支払い。	課徴金、輸出税、事業税等の支払いにより可。	生産額の30%まで可能。	EPZ企業と国内企業間の物資のやり取りは輸出入行為と見なされる。
外国人雇用	一般規制を超える外国人雇用の許可。	タイ国民に該当者がいない場合またはタイ国民を雇用できない場合のみ。	外国投資家及び直系家族には永住許可。 外国人雇用の許可。	
その他の優遇措置	一定の地域への投資については追加的優遇措置有り。 外貨送金の保証。	期間損失の繰り延べ。 操業10年以内であれば、随時、創業費の25%を税前利益から償却可能。 対前年比増加利益の5%を税前利益から控除可能。	自由な外貨取引。SGSによる出荷前検査の免除。委託機器の無制限使用。フィリピン中央銀行の事前許可なしで利益送金可能。 貿易、製造、金融、最ビス業等いかなる事業への従事も可能。スーベリックへの自由な輸出入を許可。	100%外資の許可。 EPZ内における外国銀行の営業許可。

5.6 ラオスにおける SEZ 開発

(1) ラオスにおける SEZ 開発の目的

前章でも見てきたようにラオスにおける SEZ は次のような目標を有している。

ラオスにおける SEZ 開発の目的

- 市場経済の実現とその国家経済への拡大
- 限られた資本、技術、専門知識の外資による補完
- 産業開発と新たな雇用の創出
- 人材開発

(2) SEZ 設置に向けてのラオスが抱える制約

ラオスは外資導入を図り、SEZ を開発するに当り幾つかの問題を抱えている。SEZ の開発戦略を論ずる前に、そのようなラオスの問題点を明確に認識しておくことが求められる。ラオスの問題点は次のように集約できる。

SEZ 開発に関するラオスの制約

- 外資に対する政府の曖昧な姿勢と政策
- 不透明な経済的、社会的システム
- 妥当な法的制度の欠如
- 一般的で平凡な投資優遇策
- SEZ で求められるインフラ整備に向けた政府資金の欠如
- 外資と合弁を形成できる民間資本の未成熟さ
- 幼稚な発展段階にある国内産業
- 過少で散在した人口
- 未開発な人的資源

(3) ラオスにおける SEZ 開発に向けた可能な対応策

上記のような制約や脆弱性に対し、これらを克服した上で、ラオスにとって好ましい影響をもたらせ得る SEZ 制度を構築する手段としては、次のようなことが考えられる。

ラオスの制約条件に対する可能な対応策

- SEZ 設置のための強固な基礎となる法律の制定と、外資法やその他の関連法・規則の改定。
- SEZ 政策の一貫性に対する政府の
- SEZ 運営システムの透明性確保
- SEZ 内における各セクター開発に対する外国民間資本の活用
- SEZ 内部への異なる外貨管理制度の導入
- SEZ 企業に対する最大限の投資優遇措置の付与
- 外人技術者・労働者の活用
- 外資に投資優遇措置を付与することによる、職業訓練を含む教育制度の充実
- 外国人誘致のための快適な住環境作り
- SEZ 内におけるインターネットおよび通信システムの向上

(4) ラオスにおける SEZ 開発の基本戦略

1) 原則条件

SEZ の開発を考えるに当たってまず考慮されるべき事項は、顧客の、顧客による、顧客のための経済である市場経済の下でのみ、SEZ が機能し得ると言うことである。このため、SEZ の導入によって、中国やヴェトナムが直面した問題、すなわち政治制度と経済的自由との齟齬に政府は対応を迫られることになる。少なくとも SEZ の内部においては経済の自由が尊重されなければならないが、言い換えれば政府の政策は、その政治的立場はさておいて、SEZ 内における市場経済の求めるところとその自立性に従い、これを支援するもので無ければならない。

2) 組織制度

アジアの SEZ には大きく分けて 2 つの種類が存在している。一つは伝統的な単機能型であり、もう一つは複合機能を有するものである。前述のように、ラオスの SEZ は当然、複合的な機能を持った組織となる必要がある。またフィリピンやタイにおいてはより上級の政府機関に直結する独立した運営母体を有しているが、中国の深圳 （注） の独立性 （注） 経済特区 （注） も （注） の心地方レベルでは深圳 （注） , また省レベルでは （注） 広東省政府の経済特区事務所の管理下にある。さらに広東省自体も中央政府の管理下に置かれる様になって来ている。このような複層的な管理が日常化した場合には、柔軟な運営が困難になり、投資家の利益が損なわれる可能性が出てくる。元来、中国の制度に関しては多くの投資家からその非透明性に対する指摘と苦情があったことから、上記のような複層的な管理体制は避けられるべきである。従って、ラオスの SEZ は適度な監査体制の下で、広範囲な独立性と自主性を付与されるべきであり、またそのためには首相府かそれと同等の機関に属すべきである。

3) 機能

ラオスの SEZ に対しては伝統的な単機能型であれ、新しい複合的な機能を有する型であれ、理論的にはいずれも適用可能である。しかしながら、ラオスの経済的・社会的環境に照らしてみれば、当然複合型が考慮されるべきである。ラオスの SEZ は製造業のみならず、物流・軽度の加工業・貿易・商業・観光等の非製造業を立地させるべきであり、さらに SEZ 内部の支援機能を充実させるために教育産業・不動産業・インフラ建設・経営管理等の産業が誘致されるべきである。サバナケットにおける SEZ の機能については次章で検討することとする。

4) 投資優遇措置

投資優遇措置に関しては、現状の外資法の規定よりさらに広範囲で魅力的な措置が講じられるべきであり、また税法・労働法その他関連法規の規定の見直しも必要である。投資家や投資分野に応じ選択的な優遇措置が与えられるとしても、その内容が明確に記載され、資格を有する投資家には自動的に付与されることが重要である。優遇措置はケース・バイ・ケースの取り扱いによって、恣意的に付与されるものであってはならない。

SEZ への投資家に付与されるべき優遇措置は、会計上のものと非会計的なものとに2分されるが、考え得る措置には次のようなものが含まれよう。

i) 会計上の投資優遇措置

- 法人税免除期間：2-8年。
- 法人税の減税：外国投資家の場合には、20%から10-15%への減税。
- 売上税の減免：免税または税法12条記載の税率の半額への減税。
- 物品税の減免：再輸出に関しては免除。運送会社に対しては燃料につき半額減税。ホテルでは飲料に関し免税。
- 個人所得税の減税：外国人従業者については10%から5%に減税。
- ミニマム税の減免税：免税または0.5%から0.25%への減税。
- 輸出入関税の免除：輸出または輸入代替目的の製造業では全ての設備と原材料につき免税。他の業種については、指定品目や建築材料につき免除。
- 課税所得計算の改善：税法第34条、35条記載の控除費用・非控除費用および第36条の損失繰越に関する規定の見直し。
- その他、諸チャージ、手数料、送金やロイヤルティ-に関する源泉税等の減免。

ii) 非会計的優遇措置

- 外貨使用・保持の自由：SEZ に対するオフショア規定の適用。
- 外国人雇用に関する制限緩和：SEZ 法の制限内での自由雇用。
- 労働者の権利制限：SEZ 内におけるストライキの禁止（労働関係事務所の設置で対応）と退職金制度の簡素化・緩和
- 政府のチャージ、手数料の明確化：SEZ 当局により規定されたもの以外のチャージ・手数料の非徴収
- 土地リース料の明確化：土地リース料の SEZ 当局による事前の決定と一般公開。全ての SEZ 企業に対する同一レート適用。
- 投資・輸出入許可の容易な取得と短時間発行：ワン・ストップ・ライセンス・ショップの SEZ 内への設置と関係省庁からの係官常駐体制。

ラオスの SEZ に適用されるべき会計的な優遇措置について次ページに取り纏める。これらの優遇措置は基本的には経済特別区法に記載され、さらに詳細規定は同法の施行細則に盛り込まれるべきである。

表 5.4 外資による SEZ 企業に付与されるべき会計的な優遇措置

	製造業			物流業			商業		観光業		開発業	
	輸出企業 (70%以上 輸出)	輸入代替	一般	倉庫業	運輸業	回送業	卸業 (輸出 代理業)	小売業	ホテル	旅行業	工業区 工場	住宅 アパート
最低投資額	50 万ドル	50 万ドル	50 万ドル	100 万ドル	100 万ドル	30 万ドル	30 万ドル (10 万ドル ル)	30 万ドル	200 万ドル	30 万ドル	200 万ドル	200 万ドル
法人税免除 期間	5 年間 (最 長 8 年間)	3 年間	無し。	3 年間	5 年間	2 年間	2 年間	無し。	3 年間	2 年間	3 年間	3 年間
法人税	10%	10%	10%	10%	10%	15%	15%	15%	10%	15%	10%	10%
売上税	免税	免税	輸出関連 は免税。国 内向けは 3-15%。	免税。	免税。	免税。	輸出向けは 免税。国内 向けは 3-15%	輸出向けは 免税。国内 向けは 3-15%	税法 12 条 規定の率 (3-15%) の 半額免除。	税法 12 条 規定の率 (3-15%) の 半額免除。	免税。	免税。
物品税	免税	課税	輸出向け は免税	非適用。	燃料につき 半額免除 (払い戻 し)。	非適用。	再輸出は免 税。	再輸出は免 税。	課税。	課税。	非適用。	非適用。
個人所得税	外国人は 5%	外国人は 5%	外国人は 5%	外国人は 5%	外国人は 5%	外国人は 5%	外国人は 5%	外国人は 5%	外国人は 5%	外国人は 5%	外国人は 5%	外国人は 5%
ミニマム税	免税	免税	0.25%	免税	免税	免税	免税	0.25%	0.25%	0.25%	免税	免税
輸入関税	免税。間接 輸出につい ては戻し 税。	免税	製造機械 は免税。原 材料には 1%。	建築材料、 使用設備は 免税	トラック、 積下ろし設 備は免税	事務機器は 免税	再輸出には 免税。事務 機器は免 税。	再輸出には 免税。事務 機器は免 税。	設備は免税	事務機器は 免税	建築資材、 機器、設備 は免税	建築資材、 機器、設備 は免税
輸出関税	免税	免税	輸出に關 しては免 税	非適用	非適用	非適用	免税	免税	非適用	非適用	非適用	非適用

表 5.5 国内資本による SEZ 企業に付与されるべき会計的な優遇措置

	製造業			物流業			商業		観光業		開発業	
	輸出企業 (50%以上 輸出)	輸入代替	一般	倉庫業	運送業	回送業	卸業 (輸出 代理店)	小売業	ホテル	旅行業	工業区 工場	住居 アパート
最低投資額	25 万ドル	25 万ドル	25 万ドル	50 万ドル	50 万ドル	15 万ドル	15 万ドル (5 万ドル ル)	15 万ドル	100 万ドル	15 万ドル	100 万ドル	100 万ドル
法人税免除 期間	最長 5 年間	3 年間	無し	3 年間	3 年間	2 年間	無し	無し	3 年間	2 年間	3 年間	3 年間
法人税	10%	10%	10%	10%	10%	15%	15%	15%	10%	15%	10%	10%
売上税	免税	免税	輸向向けは 免税。国内 向けは 3-15%。	免税	免税	免税	輸出は免 税。国内向 向けは 3-15%。	輸出は免 税。国内向 向けは 3-15%。	税法 12 条 規定の率 (3-15%) の 半額免除。	税法 12 条 規定の率 (3-15%) の 半額免除。	免税	免税
物品税	免税	課税	輸向向けは 免税	非適用	燃料につき 半額免除 (払い戻 し)。	非適用	再輸出は免 税。	再輸出は免 税。	飲料は免税 (払い戻 し)。	課税。	非適用。	非適用。
個人所得税	通常レート	通常レート	通常レート	通常レート	通常レート	通常レート	通常レート	通常レート	通常レート	通常レート	通常レート	通常レート
ミニマム税	免税	免税	0.25%	免税	免税	免税	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	免税	免税
輸入関税	免税。間接 輸出につい ては戻し 税。	免税	製造機械は 免税。原材 料には 1%。	建築材料、 使用設備は 免税	トラック、 積下ろし設 備は免税	事務機器は 免税	再輸出には 免税。事務 機器は免 税。	再輸出には 免税。事務 機器は免 税。	設備は免税	事務機器は 免税	建築資材、 機器、設備 は免税	建築資材、 機器、設備 は免税
輸出関税	免税	免税	輸出に関し ては免税	非適用	非適用	非適用	免税	免税	非適用	非適用	非適用	非適用